

表1-1 労災保険法に基づく保険給付の石綿による疾病別請求・決定状況(過去5年度分)

(件)

区 分		年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
肺がん	請求件数		408	527	566	535	644
	決定件数		385	403	510	530	561
	うち支給決定件数 (認定率)		340 (88.3%)	348 (86.4%)	418 (82.0%)	433 (81.7%)	424 (75.6%)
中皮腫	請求件数		615	658	696	664	747
	決定件数		633	601	616	663	674
	うち支給決定件数 (認定率)		607 (95.9%)	579 (96.3%)	597 (96.9%)	642 (96.8%)	627 (93.0%)
良性石綿胸水	請求件数		20	33	22	34	44
	決定件数		22	24	19	23	36
	うち支給決定件数 (認定率)		22 (100.0%)	22 (91.7%)	18 (94.7%)	22 (95.7%)	30 (83.3%)
びまん性 胸膜肥厚	請求件数		42	60	77	72	94
	決定件数		56	72	57	92	77
	うち支給決定件数 (認定率)		47 (83.9%)	63 (87.5%)	46 (80.7%)	73 (79.3%)	58 (75.3%)
計	請求件数		1,085	1,278	1,361	1,305	1,529
	決定件数		1,096	1,100	1,202	1,308	1,348
	うち支給決定件数 (認定率)		1,016 (92.7%)	1,012 (92.0%)	1,079 (89.8%)	1,170 (89.4%)	1,139 (84.5%)

表1-2 石綿肺の支給決定件数

(件)

区 分		年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
石綿肺	支給決定件数		44	64	61	62	71

注1 決定件数は当該年度以前に請求があったものを含む。

注2 「石綿肺」はじん肺の一種であり、じん肺として労災認定された事案のうち、石綿肺と判断したものを抽出し、集計したものである。

注3 令和5年度以前は確定値である。

表2 都道府県別の請求・支給決定状況(労災保険法に基づく保険給付・令和6年度)

(件)

局名	請求件数	支給 決定件数	内訳								石綿肺 支給 決定件数
			肺がん		中皮腫		良性石綿胸水		びまん性胸膜肥厚		
			請求件数	支給 決定件数	請求件数	支給 決定件数	請求件数	支給 決定件数	請求件数	支給 決定件数	
北海道	109	85	49	34	48	47	1	1	11	3	1
青森	7	8	2	1	5	7					
岩手	7	4	2		5	4					
宮城	28	11	10	5	16	5	1		1	1	1
秋田	2	3		2	2	1					
山形	7	7	2	3	5	3		1			1
福島	14	14	5	5	7	8			2	1	
茨城	14	8	7	2	4	6	2		1		
栃木	9	6	5	2	3	4			1		
群馬	12	8	5	5	5	3	1		1		3
埼玉	65	39	31	18	31	18		1	3	2	4
千葉	51	33	30	17	18	12	1	2	2	2	1
東京	201	171	90	73	96	85	6	2	9	11	21
神奈川	131	97	62	41	55	44	5	4	9	8	7
新潟	22	13	4	1	16	12	2				3
富山	13	9	6	5	6	4	1				1
石川	13	5	6	1	7	4					
福井	7	5	3	2	3	3	1				1
山梨	4	3	2		2	1				2	1
長野	12	6	6	2	4	4	2				1
岐阜	22	14	9	7	13	7					1
静岡	26	19	9	5	13	13	1		3	1	2
愛知	63	64	18	16	41	44	2	3	2	1	1
三重	9	12	5	3	4	6		1		2	2
滋賀	13	8	4	3	9	5					
京都	23	29	11	12	9	15	1		2	2	
大阪	163	107	55	36	99	66	1		8	5	5
兵庫	90	71	31	18	48	48	4	4	7	1	1
奈良	11	7	1	1	9	4			1	2	1
和歌山	4	7	1	2	1	4	1		1	1	
鳥取	6	3	5	1	1	2					
島根	8	1	4	1	2				2		1
岡山	32	25	12	11	17	11	2	2	1	1	1
広島	84	57	48	24	30	28	1	1	5	4	3
山口	28	25	9	10	18	13		1	1	1	
徳島	6	2	3			1			3	1	
香川	10	8	4	4	5	4			1		2
愛媛	28	16	5	3	9	10	4	1	10	2	
高知	9	6	4	2	5	4					
福岡	54	45	24	15	29	25	1	3		2	1
佐賀	9	3	5		3	3	1				
長崎	40	34	22	19	15	12	1	3	2		3
熊本	24	12	10	2	12	10			2		
大分	15	12	10	7	3	3	1		1	2	
宮崎	9	5	3	3	4	2			2		
鹿児島	12	9	3		9	9					
沖縄	3	3	2		1	3					1
計	1,529	1,139	644	424	747	627	44	30	94	58	71

注 決定件数は当該年度以前に請求があったものを含む。

表3 石綿救済法に基づく特別遺族給付金に関する請求・決定状況(過去5年度分)

(件)

区 分		年 度				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
請求件数		40	545	132	317	378
肺がん	決定件数	19	33	183	102	130
	うち支給決定件数 (認定率)	10 (52.6%)	13 (39.4%)	89 (48.6%)	51 (50.0%)	60 (46.2%)
中皮腫	決定件数	11	23	98	127	210
	うち支給決定件数 (認定率)	8 (72.7%)	18 (78.3%)	80 (81.6%)	102 (80.3%)	178 (84.8%)
石綿肺	決定件数	2	1	1	4	2
	うち支給決定件数 (認定率)	2 (100%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	4 (100.0%)	2 (100.0%)
びまん性 胸膜肥厚	決定件数	0	0	0	2	1
	うち支給決定件数 (認定率)	0	0	0	2 (100.0%)	0 (0.0%)
計	決定件数	32 [9]	57 [22]	282 [95]	235 [36]	343 [44]
	うち支給決定件数 (認定率)	20 (62.5%)	31 (54.4%)	170 (60.3%)	159 (67.7%)	240 (70.0%)

注1 請求時には疾病名は記載しないため、疾病別の請求件数の集計はない。

注2 決定件数は当該年度以前に請求があったものを含む。

[]は対象疾病でないことから不支給決定したもので、決定件数の外数である。

注3 令和5年度以前は確定値である。

注4 対象疾病のうち、良性石綿胸水に係る決定は0件だったため、本表では省略している。

表4 都道府県別の請求・支給決定状況(石綿救済法に基づく特別遺族給付金・令和6年度)

(件)

局名	請求件数	支給 決定件数	内訳		
			肺がん	中皮腫	石綿肺
北海道	20	16	1	15	
青森	2	2		2	
岩手	2	4		4	
宮城	7	5	1	4	
秋田	2	2	1	1	
山形	2				
福島	2	4	1	2	1
茨城	4	3	1	2	
栃木	2	2	1	1	
群馬	5	1	1		
埼玉	7	4	3	1	
千葉	12	2		2	
東京	40	27	10	16	1
神奈川	23	13	8	5	
新潟	4	3	1	2	
富山	8	6		6	
石川		1		1	
福井	2				
山梨	3	1		1	
長野	3	4	1	3	
岐阜	2	3	1	2	
静岡	11	9	1	8	
愛知	24	12	2	10	
三重	8	6	1	5	
滋賀	1	2		2	
京都	6	4	2	2	
大阪	40	25	6	19	
兵庫	31	14	2	12	
奈良					
和歌山	2				
鳥取	2				
島根	1	2	1	1	
岡山	3	1	1		
広島	19	13	4	9	
山口	5	6		6	
徳島	3	1		1	
香川	6	3	1	2	
愛媛	7	4	1	3	
高知	2	1		1	
福岡	19	15	4	11	
佐賀	1	1		1	
長崎	8	5		5	
熊本	4	3		3	
大分	8	2		2	
宮崎	5	3		3	
鹿児島	3	2		2	
沖縄	7	3	3		
計	378	240	60	178	2

注1 決定件数は当該年度以前に請求があったものを含む。

注2 請求時には疾病名は記載しないため、疾病別の請求件数の集計はない。

注3 対象疾病のうち、びまん性胸膜肥厚、良性石綿胸水に係る認定は0件だったため、本表では省略している。

表5 業種別の支給決定状況(令和6年度)

(件)

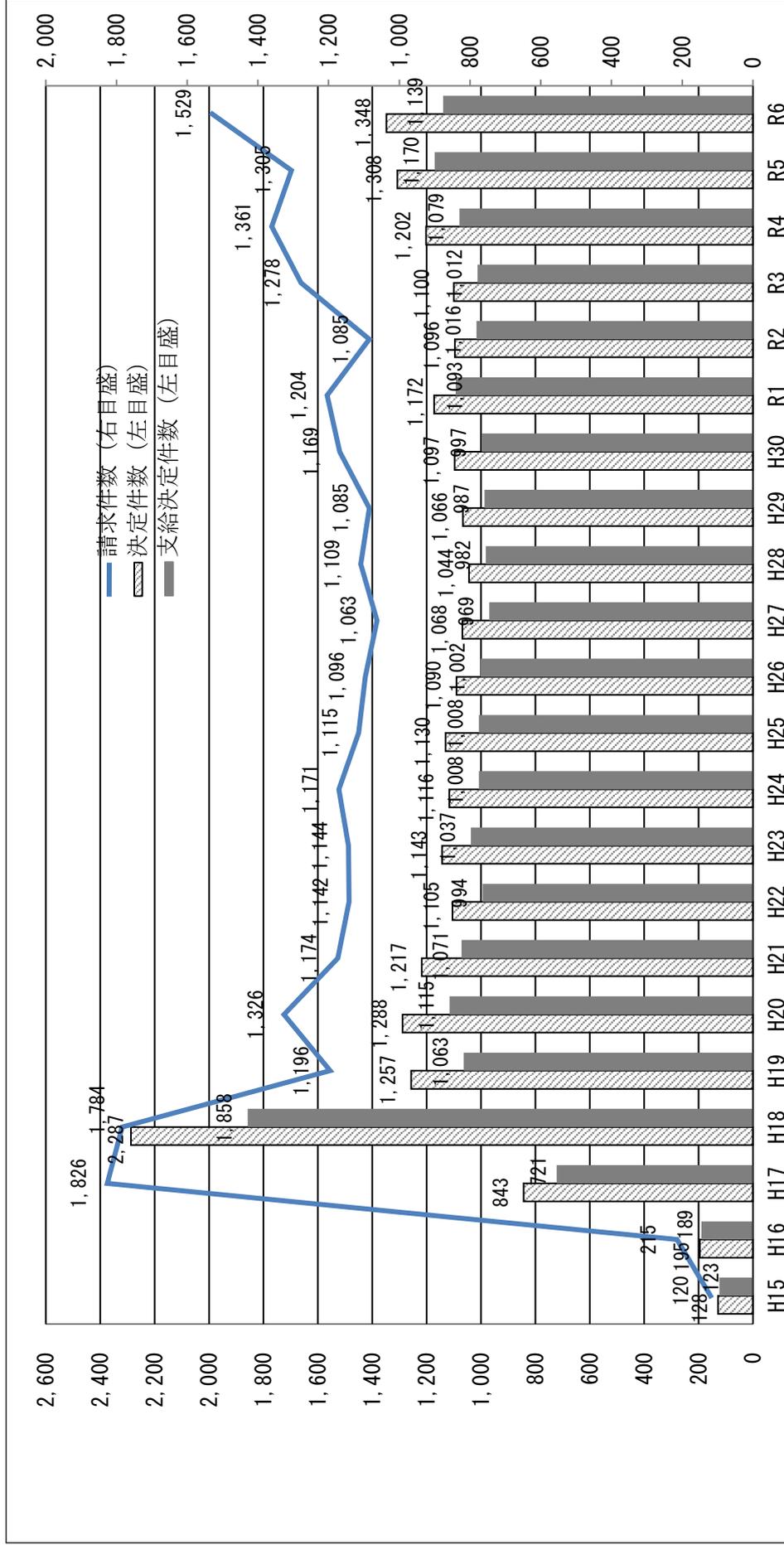
	労災保険法 (内訳)						特別遺族給付金 (内訳)				業種合計
	肺がん	中皮腫	石綿肺	良性石綿胸水	びまん性胸膜肥厚	小計	肺がん	中皮腫	石綿肺	小計	
	建設業	302	386	58	19	38	803	41	87	2	
道路新設事業											
舗装工事	1					1					1
建築事業 (既設建築物設備工事業を除く。)	209	284	41	14	30	578	28	58	1	87	665
既設建築物設備工事業	59	68	10	2	6	145	6	15	1	22	167
機械装置の組立て又は据付けの事業	8	10	1	2		21	3	3		6	27
水力発電施設、ずい道等新設事業		1				1					1
鉄道又は軌道新設事業	1	1				2					2
その他の建設事業	24	22	6	1	2	55	4	11		15	70
鉱業	1	1	1			3		1		1	4
金属鉱業、非金属鉱業(石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。) 又は石灰鉱業		1	1			2		1		1	3
原油又は天然ガス鉱業											
採石業											
その他の鉱業	1					1					1
製造業	99	171	10	9	16	305	14	73		87	392
食料品製造業		1				1					1
たばこ等製造業											
繊維工業又は繊維製品製造業	4	6				10					10
木材又は木製品製造業	1	5				6	1	5		6	12
パルプ又は紙製造業		5				5					5
印刷又は製本業	1					1					1
化学工業	8	8		2	1	19		8		8	27
ガラス又はセメント製造業	2	2	1			5	2	1		3	8
コンクリート製造業	1	1	1			3	3	3		6	9
陶磁器製品製造業	1					1					1
その他の窯業又は土石製品製造業	8	9	1	1	4	23	1	5		6	29
金属精錬業 (非鉄金属精錬業を除く。)	6	9		2	2	19		4		4	23
非鉄金属精錬業	1	1				2		1		1	3
金属材料品製造業 (鋳物業を除く。)		3			1	4		1		1	5
鋳物業		4				4					4
金属製品製造業又は金属加工業 (洋食器、刃物、手工工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く。)	6	10	1	1		18	2	5		7	25
洋食器、刃物、手工工具又は一般金物製造業 (めっき業を除く。)											
めっき業											
機械器具製造業 (電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。)	10	16	2		2	30		8		8	38
電気機械器具製造業	2	16				18	1	4		5	23
輸送用機械器具製造業 (船舶製造又は修理業を除く。)	7	31	1		1	40	1	9		10	50
船舶製造又は修理業	41	40	3	3	4	91	2	13		15	108
計量器、光学機械、時計等製造業 (電気機械器具製造業を除く。)								1		1	1
貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業											
その他の製造業		4			1	5	1	5		6	11
運輸業	5	19	1	1	3	29		4		4	33
交通運輸事業	1	4				5		2		2	7
貨物取扱事業 (港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。)	4	13			2	19		2		2	21
港湾貨物取扱事業 (港湾荷役業を除く。)		1				1					1
港湾荷役業		1	1	1	1	4					4
電気、ガス、水道又は熱供給の事業		2				2		1		1	3
その他の事業	17	48	1	1	1	68	5	12		17	85
農業又は海面漁業以外の漁業											
清掃、火葬又はと畜の事業		1				1					1
ビルメンテナンス業		2				2		1		1	3
倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業		2				2					2
通信業、放送業、新聞業又は出版業		1				1					1
卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	9	16	1			26	2	5		7	33
金融業、保険業又は不動産業											
その他の各種事業	8	26		1	1	36	3	6		9	45
船舶所有者の事業											
合計	424	627	71	30	58	1,210	60	178	2	240	1,450

注1 決定件数は当該年度以前に請求があったものを含む。

注2 業種については、「日本標準産業分類」を参考として作成された「労災保険適用事業細目」により分類。

注3 石綿救済法に基づく特別遺族給付金のうち、びまん性胸膜肥厚、良性石綿胸水に係る認定は0件だったため、本表では省略している。

図 1-1 労災保険法に基づく保険給付の請求・決定状況



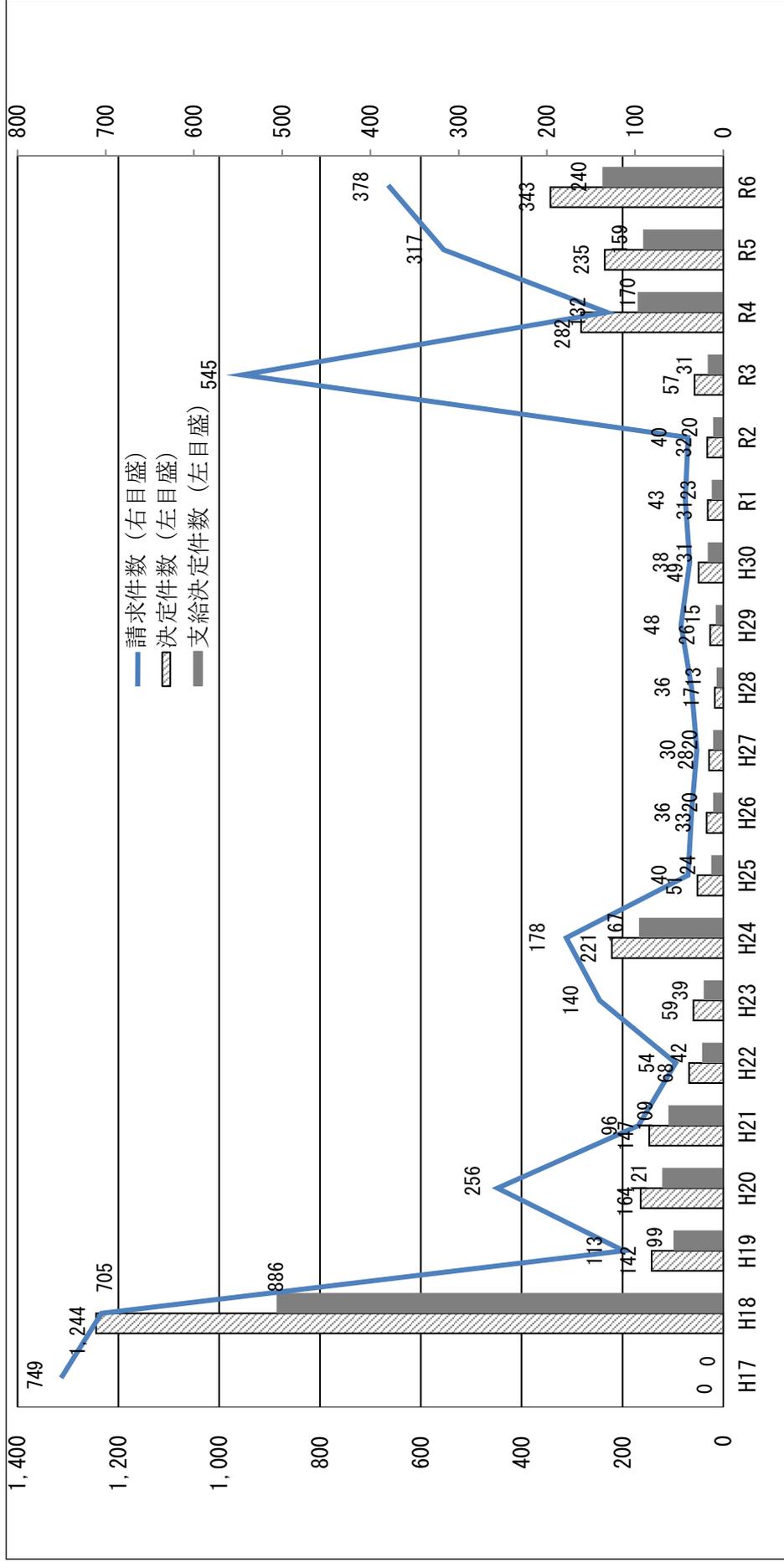
注 1 請求件数と比較するため、本グラフの支給決定件数には石綿肺によるものを含めていない。

注 2 令和6年度は速報値に基づいている。

注 3 請求件数は当年度中の労災保険給付の請求件数であるが、必ずしも同年度中に支給・不支給決定されているものではない。

注 4 決定件数は当年度中の支給・不支給決定件数の計であり、前年度以前に請求されたものについて決定した件数を含んでいる。

図1-2 石綿救済法に基づく特別遺族給付金の請求・決定状況



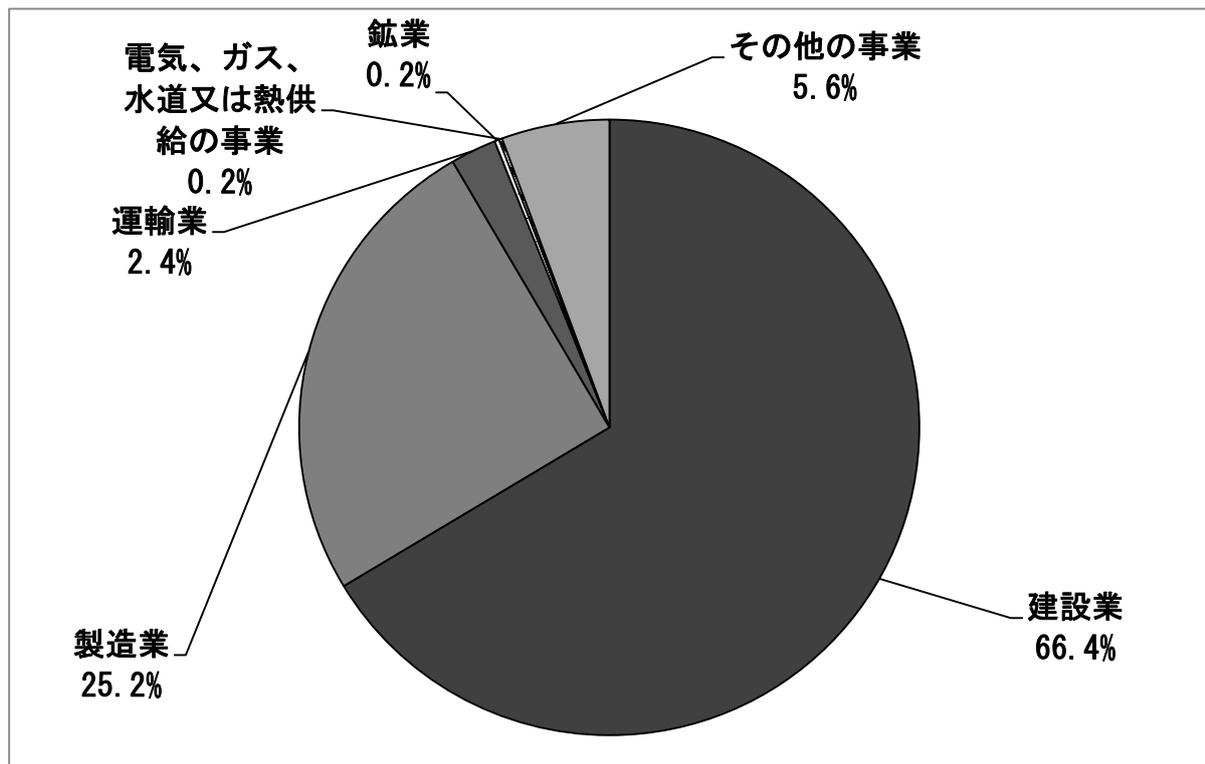
注1 請求件数と比較するため、本グラフの支給決定件数には石綿肺によるものを含めていない。

注2 令和6年度は速報値に基づいている。

注3 請求件数は当年度中の労災保険給付の請求件数であるが、必ずしも同年度中に支給・不支給決定されているものではない。

注4 決定件数は当年度中の支給・不支給決定件数の計であり、前年度以前に請求されたものについて決定した件数を含んでいる。

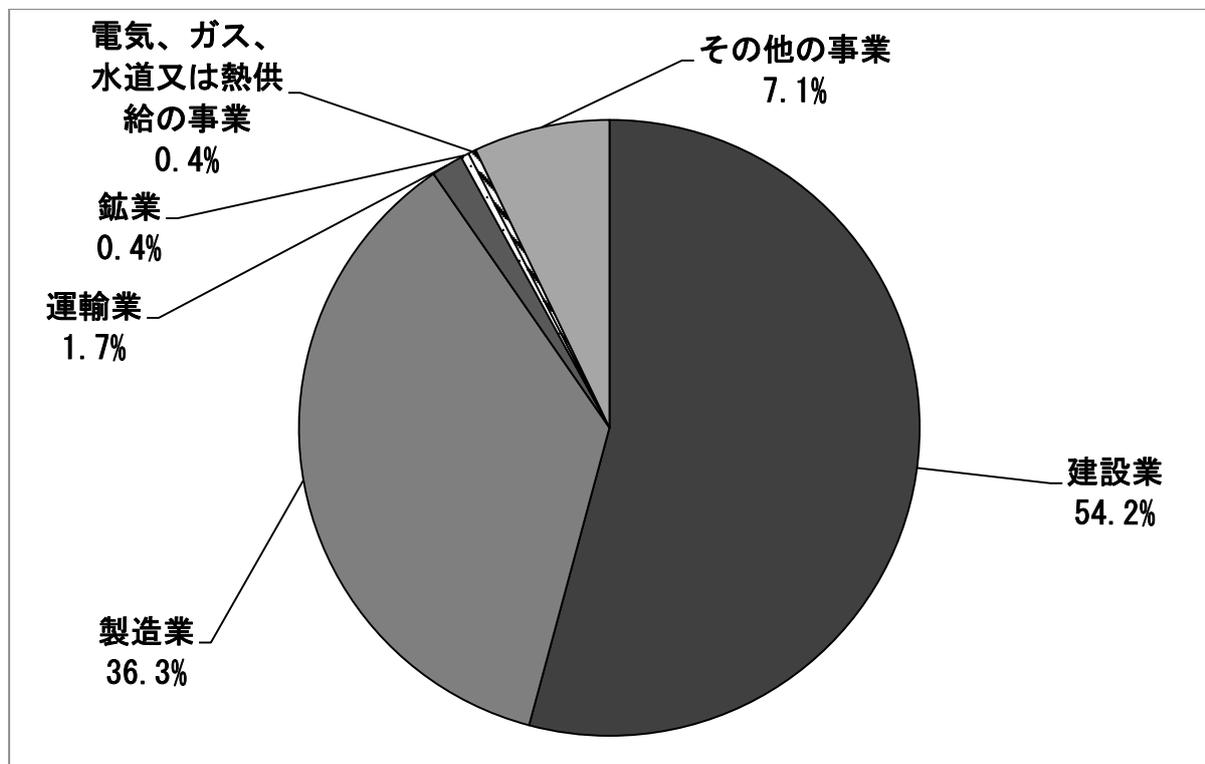
図 2-1 業種別の支給決定状況（令和6年度・労災保険法に基づく保険給付）



注 1 本グラフの支給決定状況の算出に当たっては石綿肺によるものを含めている。

注 2 構成比は小数点以下第 2 位を四捨五入している。

図 2-2 業種別の支給決定状況（令和6年度・石綿救済法に基づく特別遺族給付金）



注 構成比は小数点以下第 2 位を四捨五入している。